

注意事項

- 1 交付決定日より前に購入等を行った場合は、補助金の交付を受けることができません。
- 2 補助金は申請した方の全てに交付されるものではありません。予算の範囲内で、内容を審査した上で交付決定を行います。
- 3 申請書類等の提出等に当たっては、必ずホームページ等に記載している当該補助金事業の「交付要領」、「実施要領」、「同意書」をお読みください。
- 4 見積書において本体と安全装置の価格を明示して下さい。
- 5 Web登録日から7日以内に申請書類をご提出下さい。(7日を超えるとWeb登録が無効となります。)
- 6 売買契約書およびローン契約書において示された契約に基づき、実際に支払われた金額が分かる書類をご提出ください。
- 7 ローン契約(銀行・メーカーの自社ローン等)で、申請者に所有権がない場合は、申請対象となりませんのでご注意ください。
- 8 ローン契約(銀行・メーカーの自社ローン等)で、所有権の移転が直ちに成される場合でも、実績報告書の提出期限までに支払われた金額の1/2(上限は安全装置の種類ごとに定められた額)が交付の対象となりますのでご注意ください。
- 9 申請者がリース業者で、かつ、第三者とのリース契約において所有権の移転がリース契約締結後5年以内になされる場合には、補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。
- 10 ローン契約でない場合は、速かに書類をご提出されると、スムーズな審査や補助金の早期受取につながります。提出書類に不備がないことを必ずご確認頂いた上で、お早めの書類提出にご協力下さい。
- 11 補助金は、後払い(精算払い)となります。購入、改修後に実績報告書等を提出し、審査を受けた結果、不備がないと確認された後に交付されますのでご注意ください。

各書類送付先・お問い合わせ先

宛名 建設業労働災害防止協会 高度安全機械導入支援補助金事務センター

住所 〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル8階 建災防 高輪分室

お問い合わせ先 建災防 高度安全機械導入支援補助金事務センター
 電話:03-6275-1085 Fax:03-6275-1089
 9:00~12:00/13:00~16:30(土日祝日を除く)



詳しくは建災防本部ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/>

補助金 建災防 検索

建災防本部
ホームページ



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
 建設業労働災害防止協会(略称:建災防)

安全・安心な現場 作業を応援します!



令和4年度

高度安全機械等導入支援補助金

油圧ショベル、ホイールローダーの安全装置及び
 積載形トラッククレーン過負荷防止装置の購入、改修経費の補助金

Web登録期間 令和4年9月2日(金)~12月19日(月)まで

※予算を上回る申請があった場合、上記期間中であっても公募を中止することがあります。その場合はホームページでお知らせします。

(1) 中小企業であること (具体的な基準は以下の通り)

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※「資本金の額又は出資の総額」か「常時使用する従業員の数」のいずれかが該当すれば可。

(2) 建設業許可を取得していること

(3) その他厚生労働大臣の承認を得て建災防が適当と認める者

※(1)と(2)の両方に該当する必要があります。

補助対象及び補助金交付額の概要



積載形 トラッククレーン

(1) 補助金支出基準

構造規格を上回る追加安全措置基準
 (過負荷となった場合に警報を発生、かつ停止する機能を有し、(一社)日本クレーン協会規格JCAS 2209-2018「積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準」に適合)

(2) 補助金交付額

1機あたりの上限: **1,000,000円**
 (補助対象経費「上限2,000,000円」の1/2)



油圧 ショベル

ホイール ローダー

(1) 補助金支出基準

厚生労働省が安全性能を有すると認めるものとして別に定める
 ① 近接センサーによる動作の停止、減速を伴うものまたは
 ② 監視モニター(複数カメラを有するもの)

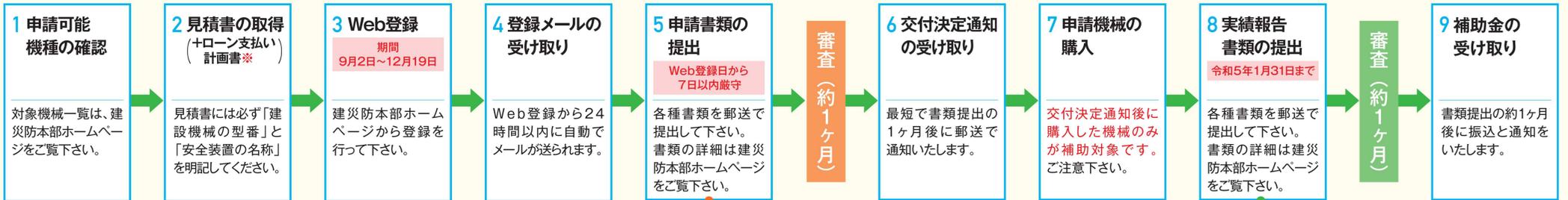
(2) 補助金交付額

① 1機あたりの上限(上記①近接センサーの場合)
1,000,000円(補助対象経費「上限2,000,000円」の1/2)
 ② 1機あたりの上限(上記②監視モニターの場合)
500,000円(補助対象経費「上限1,000,000円」の1/2)

※同一申請者あたりの年度内申請上限: 5,000,000円

Web登録・申請等の手順

Web登録から7日間



※ローン契約を予定する場合には見積書とローン支払い計画書を一緒にしてご提出下さい。

※交付決定を受けて実績報告書類提出(令和5年1月31日)までに支払った金額(領収書)の1/2(上限あり)が交付額となります。

申請書類について

1 令和4年度導入支援補助金交付申請書(様式1)



2 建設業許可書(写)



3 補助対象機械の見積書(写)

(安全装置に係る経費及び支払い条件が明記されているもの)

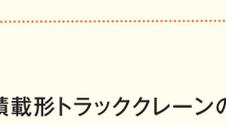


4 ローン支払い計画書(写)※

(銀行のローン契約を結ぶ場合のみ ※ローン契約については、裏面の注意事項7をご確認ください)



5 誓約書(役員名簿を含む)(様式2)



6 令和3年度の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)

7 令和3年度の労働保険料概算保険料・確定保険料領収証書(写)又は申請年度直近の労働保険料口座振替事実を現す書面(写)

(通帳(表紙を含む)(写)等)



8 メーカーが発行する過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの型式がJCAS規格に適合する旨の証明書等

※販売店等を通して各メーカーから取得すること。

積載形トラッククレーンの過負荷防止装置を申請する場合のみ

実績報告書類について

9 令和4年度導入支援補助金実績報告書及び精算払請求書(様式5)



10 売買契約書(写)



11 ローン契約書(写)

(銀行・メーカーの自社ローン等のローン契約を結ぶ場合のみ)

12 納品書(写)・請求書(写)・領収証書(又は銀行振込明細書)(写)

13 製造銘板の写真



14 機械全体の写真(安全装置の装着状態がわかるもの)

15 車検証(写)(車検を有する場合のみ)

16 メーカーが発行する購入した過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの製造番号(シリアル番号)に対応するJCAS2209-2018準拠ステッカー番号の証明書

※販売店等を通して各メーカーから取得すること。

積載形トラッククレーンの過負荷防止装置を申請する場合のみ

